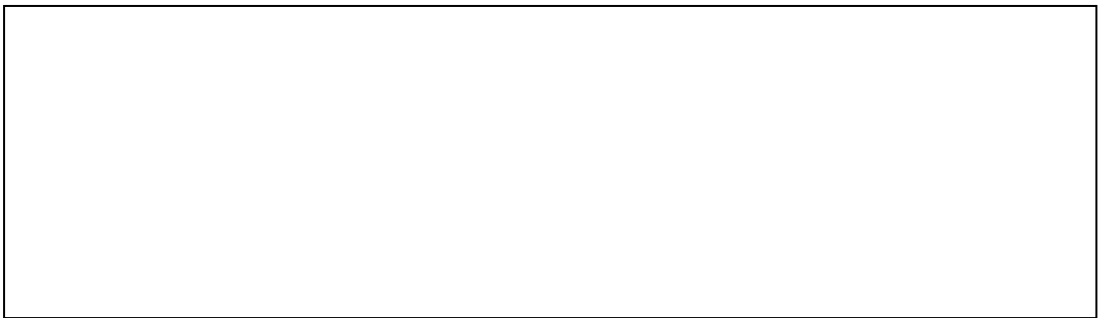








25 71









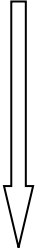
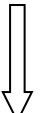
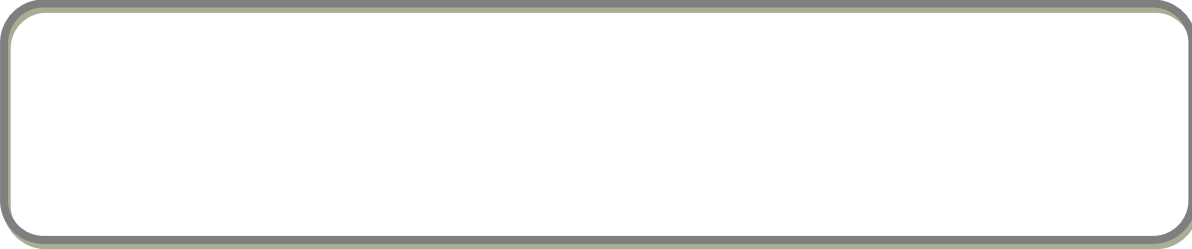






( )

A ^ 8%†v“â ‘ð>!Ž†ðZ S"◁ @ P .





< >

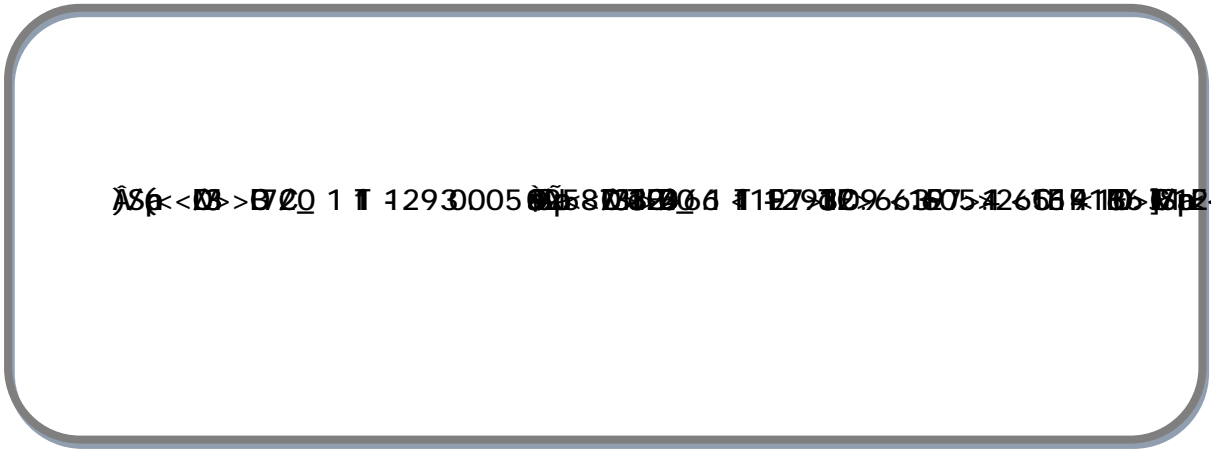
< >

< >

< >



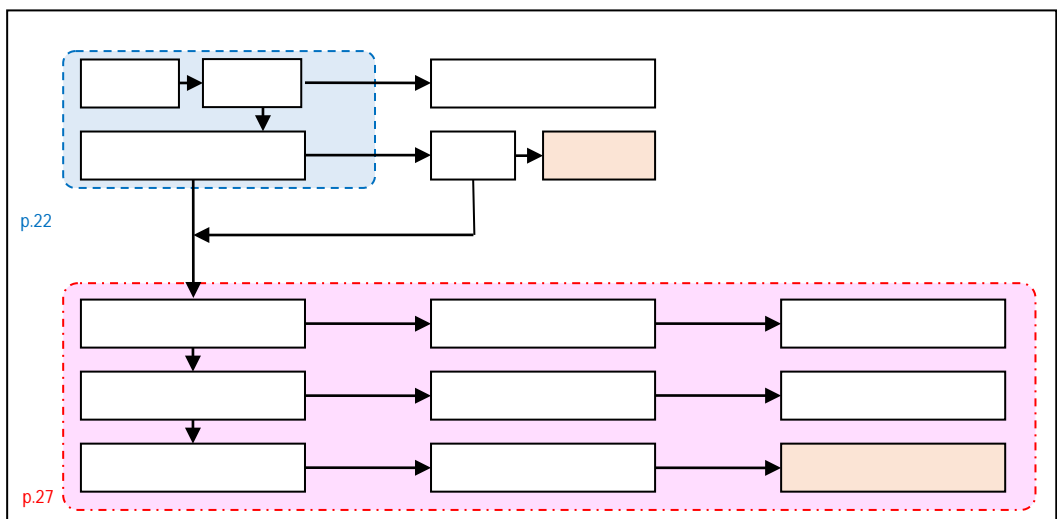
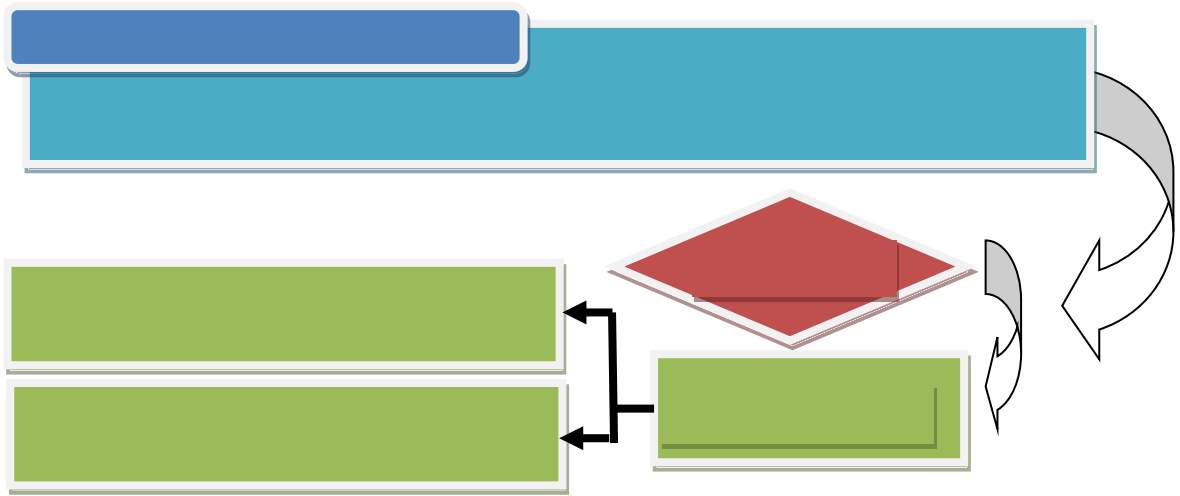
















28

29

ア 調査の主体 28

イ 調査委員会の設置

ウ 調査の実施

28

29





主体	項目	参考
	調査主体（いじめの原因により、生命、身体、精神に危険が生じた場合）	
学校長 → 学長 (支援G)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期対応</li> <li>・自殺または自殺を図った場合、大学（設置者）へ速やかに報告し、調査等を開始する。</li> </ul>	
学校長 ⇄ 学長 (支援G)	自殺又は自殺を図った以外の場合、重大事態の可能性について情報共有をし、解決しない場合には、重大事態として、速やかに第1報の報告及び調査組織設置等の準備を促す。	
学校長 ⇄ 副理事 (支援G)	・状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う	
<b>報告</b>		
★第28条第2項、3項	学校長 → 学長	重大事態発生後（速やかに）
★第29条第1項	大学へ	「児童生徒の事件等報告書（第1報）」を提出
◎P332		
■P5		
★第29条第1項	学長 → 文部科学省 (支援G)	重大事態発生後（速やかに）
◎P332		「児童生徒の事件等報告書（第1報）」を提出
◎P333	副理事	調査の主体（学校又は大学）を判断
<b>調査</b>		
★第28条第1項	学校長 (又は副理事)	調査組織の設置 (委員は、学内組織に第三者を加える、もしくは)
◎P344		
■P6		
★第28条第2項、3項	学校 学校 → 被害生徒 保護者	調査の実施
◎P355	学校長 ⇄ 副理事 (支援G)	・状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う
	学校長 → 学長 (支援G)	調査の進捗により、「児童生徒の事件等報告書 学へ」
	学長 → 文部科学省 (支援G) (教員養成 企画室)	「児童生徒の事件等報告書（第2報）」の提出
<b>報告</b>		
★第29条第1項	学校 学校長 → 学長 (支援G)	調査結果の取りまとめ 「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出 「被害を受けた児童生徒及び保護者からの所見」
◎P39		
■P12		
★第29条第1項	学長 → 文科省 (支援G) (教員養成 企画室)	「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出
◎P39		
★第29条第2項	文科省 → 学長	再調査実施の有無の判断、指導...

★：「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月策定)



(報告様式3)

令和 年 月 日

国立大学法人広島大学長

殿

広島大学附属〇〇学校

校長 〇 〇 〇 〇

いじめによる重大事態（の疑い）の発生について【第 報】（報告）

いじめによる重大事態（の疑い）の発生について【第 報】（報告）  
いじめによる重大事態（の疑い）が発生しましたので、別紙のとおり報告します。

つきましては、同法第 29 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣への報告  
をお願いします。

記

（ ） 1. いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に關する重大な被害

（ ） 2. いじめによる児童生徒の相当期間の欠席（不登校）

※不登校による重大事態は、年間欠席が概ね 30 日を目安

※附属学校支援グループ記入欄

受理日	年 月 日	発生日	年 月 日
文科省報告(予定)	年 月 日【発生日から 7 日以内】	事前報告	<input type="checkbox"/> ( 年 月 日)

**児童生徒の事件等報告書**  
【第 報について（令和 年 月 日）】

附属〇〇学校

(1) 事件等の概要

(2) 発生日時

令和 年 月 日 時頃

（※不登校の場合は、いじめを原因として〇日欠席（報告日現在））

(3) 発生場所

(4) 当該児童生徒の名前・学校名

学校名	(国立)						学校
学年	年	性別		年齢	歳	名前	

(5) 学校の概要

教職員数

(6) 子供概要

住所・ 連絡先	(住所) (電話)	(FAX)	
校長名		児童生徒数	
〒	字	〒	

(6) 事件等の経緯

、家庭環境 等)

(7) 当該児童生徒に関すること（学校生活

(8) 事件前・事件後の対応について

要を把握するために参考となる資料（時系列）

2...

※時系列等を整理した既存の資料など、概要  
がありましたら、幅広に添付して下さい。

( )

	( )					
		( )				
				( )		
	10	11	12			
	( )					
			( )		( )	

2013.11

Q 14 わかる授業づくりと言うと、学力向上の取組であって、生徒指導の取組とは違う気がするのですが？

A

Q 15 授業改善となると、個々の教員が心がければよいということになり、学校全体の取組にはなりにくい気がするのですが？

A

Q 16 いじめの防止のための授業改善には、わかる授業のほかにどのようなものが考えられるでしょうか？


A

Q 17 授業に関連して教師が注意すべき点には、ほかにどのようなものがありますか？

A

Q 23 自分の学校の児童生徒の場合、いじめがいけないことは理解できているはずなのに、それでもトラブルが起きてしまうのですが？

A

A large empty rectangular box with a double border, intended for an answer.































